

6 融資依頼申込時の必要書類 ○印は必ず、△印は該当する場合に提出してください。

必要書類	対象区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	書類のある窓口
1	朝霞市起業家育成資金融資依頼申込書類確認票	○	○	○	○	○	○	市役所5階：産業振興課56番
2	朝霞市起業家育成資金融資依頼申込書（様式1号）	○	○	○	○	○	○	市役所5階：産業振興課56番
3	創業計画書（様式2号）	○	○	○	○	○	○	市役所5階：産業振興課56番
4	個人情報に関する同意書（様式第3号）	○	○	○	○	○	○	市役所5階：産業振興課56番
5	経歴書（法人の場合は代表者の経歴）	○	○	○	○	○	○	市役所5階：産業振興課56番
6	試算表	△	△	○	○	○	○	市役所5階：産業振興課56番
7	受注明細票（様式第4号）（建設業で許認可のない場合）	△	△	△	△	△	△	市役所5階：産業振興課56番
8	宣誓書（飲食業の場合）	△	△	△	△	△	△	市役所5階：産業振興課56番
9	許認可等の写し（許認可が必要となる業種の場合）	△	△	△	△	△	△	
10	自己資金が確認できる書類（「5 自己資金額」を参照）	○	○	△	△	△	△	
11	特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書（特定創業支援事業による支援を受けて、融資を申込み場合）	○	○	△	△	△	△	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画認定市区町村窓口
12	新たに設立する会社の定款の写し	△	△	○	○	△	△	
13	定款の写し 「カ」については、親会社のものも必要	△	△	○	○	△	△	
14	所得税確定申告書および添付書類の写し	△	△	△	△	△	△	
15	前期決算書の写（科目別明細含む） 「カ」については、親会社のものも必要 ※提出が可能な場合のみ提出	△	△	△	△	△	△	
16	市税の納税証明書（信用保証協会提出用） ※個人で非課税の場合は、非課税証明書を提出 ※会社の場合は、提出が可能な場合のみ提出	○	○	△	○	△	△	市役所2階：収納課20番 ※2
17	市県民税課税所得証明書 ※非課税の場合は、非課税証明書を提出	○	○	△	○	△	△	市役所2階：課税課21番 ※2
18	住民票	○	○	△	○	△	△	市役所1階：総合窓口課 ※2
19	営業証明書	△	△	△	△	△	△	市役所2階：課税課21番
20	履歴事項全部証明書 「カ」については、親会社のものも必要	△	△	○	○	△	△	さいたま地方税務局本局または志木出張所等
21	閉鎖事項証明書（複数存在する場合は全て添付） 「カ」については、親会社のものも必要 ※提出が可能な場合のみ提出	△	△	△	△	△	△	法務局
22	印鑑登録証明書	○	○	○	○	○	○	個人：総合窓口課 ※2、会社：法務局

【設備資金提出書類（設備資金で申し込みの場合のみ）】

23	見積書およびカタログ	○	○	○	○	○	○	個人：個人名で取得、会社：会社名で取得
24	賃貸借契約書の写しおよび貸主の同意書（賃貸物件の改装を行う場合）	△	△	△	△	△	△	
25	固定資産評価額証明書（自己所有物件の改装を行う場合）	△	△	△	△	△	△	

【連帯保証人関係提出書類（会社の場合のみ）※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く。】

26	納税証明書（代表者個人分）	△	△	○	△	○	○	市役所2階：収納課20番 ※2
27	市県民税課税所得証明書（代表者個人分）	△	△	○	△	○	○	市役所2階：課税課21番 ※2
28	住民票（代表者個人分）	△	△	○	△	○	○	市役所1階：総合窓口課 ※2
29	固定資産評価額証明書（所有資産がある場合）	△	△	△	△	△	△	市役所2階：課税課23番 ※2
30	印鑑登録証明書	△	△	○	△	○	○	市役所1階：総合窓口課 ※2

- ※1 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただくこともありますので、ご了承ください。
- ※2 内間木支所、朝霞台出張所および朝霞駅前出張所でも取得できます。
- ※3 各証明書の発行日は、申込日から3か月以内のものとしてください。また、各証明書の取得には所定の手数料がかかります。
- ※4 他市区町村に住所又は所有財産がある場合は、それぞれの市区町村の役所・役場で取得してください。

朝霞市起業家育成資金融資制度のご案内（令和6年4月1日発行）

朝霞市起業家育成資金融資制度は、市内で新たに事業を開始する方や、事業を開始して間もない方に対し、事業に必要な資金を、無担保かつ代表者保証のみで融資する制度です。創業時に必要な運転資金や設備資金として、ぜひご利用ください。

1 申し込みに係る留意事項

- ① 申し込み前に必ずご利用予定の取扱金融機関へご相談ください。
- ② 申し込みには必ず申請者ご本人（会社の場合は代表者又は役員）が直接ご来庁ください。  
※代理人等の申し込みは、受け付けておりません。
- ③ 申込者の印は、実印（会社の場合は法務局に登録された実印）となります。
- ④ 申し込み受付後、市の現地調査があります。また、金融機関に書類を提出するまで1週間程度かかります。
- ⑤ 申込書類一式は市から金融機関に提出します。返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 金融機関および埼玉県信用保証協会の審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ 申込書類の記入は、黒のボールペンでお願いします。「消せるボールペン」で記入された書類は、受理することができません。

2 取扱金融機関 ※順不同

金融機関名	所在地	電話番号
埼玉りそな銀行朝霞支店	朝霞市本町1-9-3	048(464)2111
埼玉りそな銀行志木支店	志木市本町5-17-3	048(471)3551
埼玉りそな銀行和光支店	和光市本町2-1	048(461)5691
埼玉りそな銀行新座支店	新座市東北2-36-27	048(472)5151
武蔵野銀行朝霞支店	朝霞市本町1-2-29	048(461)5345
きらぼし銀行朝霞支店	朝霞市根岸台5-1-1	048(466)0331
東和銀行朝霞支店	朝霞市本町2-6-28	048(464)7111
みずほ銀行朝霞支店	朝霞市本町2-4-9	048(466)4611
みずほ銀行成増支店	板橋区成増2-11-2	03(3930)5126
埼玉縣信用金庫朝霞支店	朝霞市仲町1-3-35	048(463)3131
埼玉縣信用金庫新座支店	新座市東北2-13-17	048(471)4337
巢鴨信用金庫朝霞台支店	朝霞市北原2-15-7	048(475)0311
東京信用金庫朝霞支店	朝霞市本町1-19-54	048(466)1100
東京信用金庫志木支店	志木市本町5-19-22	048(472)3211
川口信用金庫志木支店	志木市本町2-5-40	048(471)2525
川口信用金庫宗岡支店	志木市中宗岡4-16-10	048(474)2121
川口信用金庫和光支店	和光市本町18-7	048(461)4187
三菱UFJ銀行新座志木支店	新座市東北2-36-24	048(472)2213
三井住友銀行新座志木支店	新座市東北2-35-17	048(473)7800
飯能信用金庫朝霞支店	朝霞市西原1-2-36	048(424)2131

### 3 融資条件

貸付限度額	1,000万円（融資対象者アまたはイに該当する方は、自己資金による制限あり。）						
資金用途	運転資金・設備資金						
貸付期間及び据置期間	運転資金7年以内 ・ 設備資金10年以内（据置6ヶ月可）						
貸付利率	年1.5%						
利子補給	① 補助率：支払利子の100% ② 補助期間：運転資金7年・設備資金10年 ※融資依頼対象者ウに該当する会社で、市外に登記がある会社については、新たに設立された会社に債務引受を行った月からの支払利子を利子補給の対象とします。						
保証料率	0.80% ※事業者選択型経営者保証非提供を利用する場合は0.25%～0.45%を上乗せ						
担保	不要						
融資対象者	以下に掲げる中小企業者（※注）の起業家 ※融資対象者ウまたはカに該当する方は、申込前に必ず市および埼玉県信用保証協会にご相談ください。						
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
	事業を営んでいない個人で、融資の日から1月以内（特定創業支援事業による支援を受けた方は6月以内）に市内で事業を開始する計画がある方。	事業を営んでいない個人で、融資の日から2月以内（特定創業支援事業による支援を受けた方は6月以内）に市内に会社を設立し、市内で事業を開始する計画がある方。	会社が事業を継続しつつ、新たに市内に会社を設立し、市内で事業を開始する計画がある会社。	事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業を開始した日から1年未満の方、または1年以上経過しており、最初の市民税納期到来前の方。	事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立の日から1年未満の会社、または1年を経過している会社で、設立の日以後、初めて提出する申告書の提出期限が到来していない会社（申告書を提出していない会社に限る。）	事業を営んでいない個人が設立した会社で、その設立の日から1年未満の会社、または1年を経過している会社で、設立の日以後、初めて提出する申告書の提出期限が到来していない会社（申告書を提出していない会社に限る。）	会社が事業を継続しつつ、新たに設立した会社で、その設立の日から1年未満の会社、または1年を経過している会社で、設立の日以後、初めて提出する申告書の提出期限が到来していない会社（申告書を提出していない会社に限る。）
	自己資金	借入金額と同額以上の自己資金を有していること	借入金額と同額以上の自己資金を有していること	なし	なし	なし	なし
	住民登録 または登記	市内に住民登録がされていること	市内に住民登録がされていること	申込日以前6ヶ月以上、県内に登記がされていること	市内に住民登録がされていること	市内に本店登記がされていること	市内に本店登記がされていること
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税の滞納がないこと</li> <li>埼玉県信用保証協会の代位弁済による債務がないこと</li> <li>市内に事務所、店舗または工場を有し、または有しようとしていること</li> <li>許認可等が必要な業種については、その許認可を取得していること</li> </ul>					
	連帯保証人	不要	不要	原則、会社の代表者	不要	原則、会社の代表者	原則、会社の代表者

（※注）中小企業者 … 資本金3億円（卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円）以下  
または従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下

### 4 連帯保証人（会社の場合）

会社については、原則、当該会社の代表者を連帯保証人としませんが、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合や、一定の要件を満たし、融資申込み金融機関から「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い確認書」の発行を受けた場合は、連帯保証人を省略することができます。詳細は、産業振興課へお問い合わせください。

### 5 自己資金額

起業家育成資金を利用される方で、融資対象者のアまたはイに該当する方は、借入金額と同額以上の自己資金を有していることが必要です。なお、自己資金額は、（1）に掲げる自己資金の合計額から、（2）に掲げる借入金の合計額を控除した額とします。

#### （1）自己資金（※1）

自己資金		確認資料	
1	普通預金・定期預金等残高の証明ができるもの（郵便貯金、MMF等預金に類するものを含む）	普通預金	預金通帳（照合表）等預金残高推移がわかるもの
		定期預金	預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移がわかるもの
2	有価証券（上場株式、国債、地方債、社債、金融債等の客観的に評価が可能なもの）に一定の評価率（※2）を乗じたもの	取引通知、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの	
3	敷金及び入居保証金	賃貸借契約書、預り証等の差入金額が確認できるもの	
4	申込前に導入した当該事業用設備（不動産を除く）	領収書等当該事業用設備導入のために支出した金額が確認できるもの	
5	会社設立予定の場合、資本金及び出資金	払込金保管証明書、代表社員の作成に係る出資金領収書、または設立時代表取締役若しくは代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証明する書面に次のいずれかを綴じたもの ① 取引明細書等払込取扱機関が作成した書面 ② 払込取扱機関における口座の預金通帳の写し	
6	その他客観的に評価が可能な資産（不動産を除く）（※3）	当該金額が確認できる客観的証明書類等	

※1 当該創業予定の事業に充てるために用意したものに限る。

※2 評価率は、埼玉県信用保証協会の定める評価基準による。

※3 相続、近親者からの贈与等客観的証明書類により自己資金の形成過程の正当性を証明できないときは、創業計画書の具体的妥当性を勘案し、妥当であると認められる場合に限る。

#### （2）借入金

借入金		確認資料
1	住宅ローン、設備資金等長期返済を前提としたもののうち、残存返済期間が2年以上のものは、年間返済予定額の2年分	返済予定表等 （借入金残高、借入の始期及び終期が確認できるもの）
2	1に該当しないものは、当該借入金全額	

### 申し込み及び問い合わせ先

朝霞市市民環境部産業振興課産業労働係（朝霞市役所本館5階56番窓口）

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 TEL 048(463)1903(直通) FAX 048(467)0770

ホームページ <http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/asaka-new-startup-loan-program.html>

※こちらでも同様の説明および必要書類が取得できます。